年収	イ　所属機関から受ける報酬の年額が千万円以上であること。	四十				
	ロ　所属機関から受ける報酬の年額が九百万円以上千万円未満であること。	三十五				
	ハ　所属機関から受ける報酬の年額が八百万円以上九百万円未満であること。	三十				
	ニ　所属機関から受ける報酬の年額が七百万円以上八百万円未満であること。	二十五				
	ホ　所属機関から受ける報酬の年額が六百万円以上七百万円未満であること。	二十				
	ヘ　所属機関から受ける報酬の年額が五百万円以上六百万円未満であること。	十五				
	ト　所属機関から受ける報酬の年額が四百万円以上五百万円未満であること。	十				
年齢	イ　申請の時点において年齢が三十歳未満であること。	十五				
	ロ　申請の時点において年齢が三十歳以上三十五歳未満であること。	十				
	ハ　申請の時点において年齢が三十五歳以上四十歳未満であること。	五				
研究実績	次のいずれか一以上に該当すること。 イ　発明者として特許を受けた発明が一件以上あること。 ロ　日本政府又は外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に三回以上従事したことがあること。 ハ　我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文（申請人が責任著者であるものに限る。）が三本以上あること。 ニ　イからハまでに該当しない研究実績で申請人が申し出たものであって、これらと同等の研究実績として、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。	十五				
資格	従事しようとする業務に関連する我が国の国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、又は当該資格に係る名称を使用することができないこととされているものをいう。）を有し、又は出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件（平成十三年法務省告示第五百七十九号）に定める試験に合格し若しくは資格を有していること。	五（二以上の資格を有し又は試験に合格している場合は、十）				
特別加算	イ　所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第三に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第四に掲げるものを受けていること。	十				
	ロ　申請人が本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	五				
	ハ　申請人が幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること又は日本語を専攻して外国の大学を卒業したこと。	十				

3　高度人材告示第二条の表ハの項の下欄に掲げる活動又は別表第一の三に掲げる活動　当該申請人に係る次の表の上欄に掲げる項目について、当該申請人が該当する同表の中欄に掲げる基準に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる点数を合計するものとする。

項目	基準	点数
学歴	イ　博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること。	二十
	ロ　大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（この項のイに該当する場合を除く。）。	十
職歴	イ　事業の経営又は管理について十年以上の実務経験があること。	二十五
	ロ　事業の経営又は管理について七年以上十年未満の実務経験があること。	二十
	ハ　事業の経営又は管理について五年以上七年未満の実務経験がある十五こと。	
	ニ　事業の経営又は管理について三年以上五年未満の実務経験がある十こと。	
年収	イ　所属機関から受ける報酬の年額が三千万円以上であること。	五十
	ロ　所属機関から受ける報酬の年額が二千五百万円以上三千万円未満であること。	四十
	ハ　所属機関から受ける報酬の年額が二千万円以上二千五百万円未満であること。	三十
	ニ　所属機関から受ける報酬の年額が千五百万円以上二千万円未満であること。	二十
	ホ　所属機関から受ける報酬の年額が千万円以上千五百万円未満であること。	十
地位	イ　所属機関の代表取締役、代表執行役又は業務を執行する社員（代表権を有する者に限る。）として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること。	十
	ロ　所属機関の取締役、執行役又は業務を執行する社員として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること（この項のイに該当する場合を除く。）。	五
特別加算	イ　所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第三に掲げる法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして別表第四に掲げるものを受けていること。	十
	ロ　申請人が本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	五
	ハ　申請人が幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること又は日本語を専攻して外国の大学を卒業したこと。	十